

高知県福祉避難所等太陽光発電設備導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県福祉避難所等太陽光発電設備導入事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、地域資源である太陽光を活用し、大規模災害時に特に配慮を必要とする避難者を収容する施設の災害対応力の強化及び地球温暖化対策を推進するため、自家消費を行う太陽光発電設備の導入促進を図ることを目的に、次条に規定する補助対象事業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる補助対象施設（補助事業の完了の日までに該当施設に指定される見込みがある場合を含む。以下「補助施設」という。）に、災害時に非常用電源として活用することができる自立運転機能を持つ太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する事業とする。ただし、導入する太陽光発電設備で発電した電力は専ら補助施設において消費することとし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第1項に規定する調達価格等により売り渡すことはできない。また、補助施設は補助事業実施後も耐震基準を満たしていなければならない。

- (1) 高知県内の市町村によって福祉避難所（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第5号に規定するものをいう。）に指定されている福祉施設（高齢者関係施設、障害児・者関係施設、児童関係施設等）
- (2) 高知県内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。）
- (3) 高知県内の市町村によって救護病院又は医療救護所に指定されている診療所（高知県災害時医療救護計画に位置づけられているものをいう。）

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）及び次の各号に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 補助施設を所有又は管理している法人格をもつ事業者。ただし、管理している事業者にあつては、当該補助施設を補助事業のために用いることについて所有者の承諾を得ていること。
- (2) 県内に所在する本店及び営業所等について県税の滞納がないこと。
- (3) 県が実施する新エネルギーに関する普及啓発活動に協力すること。

(補助対象経費、補助率等)

第5条 補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費は、3者以上から見積書を徴収するなど、競争性を確保すること。
- 4 第3条の規定にかかわらず、県の他の補助事業として採択された事業は、補助事業から除く。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査した上で、補助金の交付が適当であると認められるときは、補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、補助金の交付の決定に際して、必要な条件を付すことができる。
- 3 知事は、前条の補助金交付申請書を受理した後において、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は、現地調査等に協力しなければならない。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準ずること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、第6号に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳及びその他必要な関係書類を保管すること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効果の増加した財産については、処分を制限する期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間。この条において「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けないで、第2条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

- (7) 処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用若しくは公共の用に供する場合又は天災地変その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請すること。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (10) 補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令、規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことがあること。
- (11) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第3号様式による事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額
- (2) 太陽光発電設備及び蓄電池設備における経費の増減であつて、それぞれの配分額のいずれか低い額の30パーセントを超える配分の変更
- (3) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の規定により事業変更承認申請書の提出があつたとき、又は前項の規定により事業中止（廃止）承認申請書の提出があつたときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第5号様式による補助事業の事業変更等承認（不承認）通知書により当該事業者に通知するものとする。

（実績報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第6号様式による実績報告書を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第8条第9号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において

て、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第8条第9号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条の実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に別記第8号様式による確定通知書により通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第13条 知事は、次に掲げるいずれかの事項に該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助事業について変更を命ずることができる。

- （1）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （2）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- （3）前2号に掲げる場合のほか、補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（補助金の返還）

第14条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（補助事業終了後の状況報告）

第15条 知事は、必要であると認めたときは、補助事業実施年度の翌年度からおおむね3年間、補助事業者へ補助事業終了後の状況の報告を求めることができるものとし、補助事業者はその求めに応じなければならない。

（情報の開示）

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（グリーン購入）

第17条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高

知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月18日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第10条第3項及び第13条から第16条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助率及び補助金額		当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする額（500万円を上限額とする。）	
補助対象経費	費目	細目	補助対象経費の内容
	設計費	設計費 監理費	実施設計に要する費用 工事監理に要する費用
	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費及び保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省と国土交通省とが協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とする。
	直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ② 水道、光熱及び電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費及び労務費を除く。））	
	(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬及び移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用	

補助対象経費	附帯工事費	現場管理費	⑤ 交通の管理及び安全施設に要する費用 請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費等をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費及び通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	機械器具費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は、本工事費に準じて算定する。	
	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借入れ、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。 事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には、請負費又は委託料の費用をいう。	

※補助の対象とならない経費は以下のとおりとする。

- ・用地の取得、賃借、整地等に要する経費
- ・既設の設備の撤去に要する経費
- ・フェンスの設置に要する経費
- ・その他補助することが適当であると認められない経費

別表第2（第7条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。